

戦前期大阪における公園道路網計画と 桃ヶ池・田邊公園道路の形成

八尾 修司¹・山口 敬太²・川崎 雅史³

¹学生会員 京都大学大学院修士課程 工学研究科 (〒615-8540 京都市西京区京都大学桂C1)

E-mail: yaoming1023@gmail.com

²正会員 京都大学大学院助教 工学研究科 (〒615-8540 京都市西京区京都大学桂C1)

E-mail: yamaguchi.keita.8m@kyoto-u.ac.jp

³正会員 京都大学大学院教授 工学研究科 (〒615-8540 京都市西京区京都大学桂C1)

E-mail: kawasaki.masashi.7s@kyoto-u.ac.jp

本研究は、1928（昭和3）年に都市計画決定した総合大阪都市計画の公園道路を対象に、公園道路網計画の詳細と、その一部である桃ヶ池・田邊公園道路の実現過程を明らかにするものである。本研究の結果、大阪市の公園道路網計画が自然の風致を活かした系統的な公園連絡を意図したものであったこと、この公園道路網の一部である桃ヶ池公園道路において、沿道地主の主体的な意志と大阪府建築課との協働により、壁面線後退を活用した良好な景観の形成が目指されていたことを明らかにした。また、同公園道路の設計及び整備の具体的内容とその変遷を示し、公園道路の形成の過程を明らかにした。

Key Words : park system, parkway, Osaka, city planning, land readjustment

1. はじめに

(1) 研究の背景と目的

大阪市は、1897（明治30）年と1925（大正14）年の二度に及ぶ市域拡張により「大大阪」形成の時代を迎えた。これにより、旧市域の街路を中心に据えた計画ではなく、新市域も含有した街路・運河・下水道・公園および墓地に関する総合的な都市計画の策定が目指され、1928（昭和3）年5月に内閣の認可を得るに至った。公園はここで初めて、都市計画決定項目の一要素として位置付けられ、面積三千坪以上の公園33ヶ所、三千坪未満の小公園13ヶ所が計画決定された。これに加えて、公園と公園とを連絡するために附設された風致的な道路であり、市民の散歩やドライブに供用できる実用と享樂の使命を果たす¹⁾

「公園道路」が全国で初の都市計画決定に至った。公園道路決定の背景には、都市の風致形成にとどまらず、公園を系統的に配置し、公園道路で連絡を図ることにより、都市全体としての公園機能を高めるといふ公園系統（Park System）と呼ばれる考え方があった。

戦前の公園計画は、今日の大阪における公園緑地体系の基礎となっており、そのいくつかが現在の都市計画にも受け継がれている。特に、1928年当時の公園系統なら

びに公園道路網の考え方は、「みどりのネットワーク」を構築するという現代の公園緑地計画の基本方針²⁾を先駆けるものであるが、その計画の具体的内容や、実現に関与した主体の存在については十分に明らかにされていない。「みどり」を重要な都市インフラとして位置づけたまちづくりを考える上で、その計画の源流にあたる戦前計画の評価を行うことには意義があるものと考えられる。

大阪の公園・緑地計画に関する既往研究は、以下のものが挙げられる。高橋³⁾は、明治時代から大正時代にかけての大阪市内の公園の成立について論じており、規模・内容の異なる公園に関する諸計画が、前の計画から後の計画に関連しながら大正末期の計画へと展開していることを示している。佐藤⁴⁾、石川⁵⁾、木方⁶⁾は、大阪における都市計画公園決定の過程を示し、公園道路が全国で初の法定計画であったことの意義を論じている。また、以下は未発表の研究であるが、山脇⁷⁾は大阪市長関一の公園緑地に関する計画思想について、関が記した著作および講演記録、『総合大大阪都市計画地図説明書』や雑誌記事、地図資料をもとに、1928（昭和3）年の公園道路の都市計画決定が「総合的で多彩な公園計画を行う」という関の理念が部分的に達成されたものだとして指摘している。また高垣⁸⁾は、大阪の公園及び公園道路計画の内

容を主に雑誌『大大阪』をもとに整理するとともに、大阪市南部の公園ネットワークについて、大阪市行政文書の設計図面や地形図をもとに土地の状況と現況写真との比較を行い、その変化を論じている。

以上のように、大阪における公園系統並びに公園緑地計画とその歴史的な経緯に関する研究は蓄積されている。一方で、大阪における公園道路計画の具体的内容や、その設計内容、公園道路の実現の状況については詳細には明らかにされていない。そこで本研究では、これまで明らかにされてこなかった戦前期大阪の公園道路網計画の詳細とその一部実現のプロセスを、新資料をもとに明らかにする。なかでも、戦前の公園緑地のネットワーク化の思想が色濃く見られる大阪市南部の公園道路網と、その一部である桃ヶ池公園道路と田邊公園道路を取り上げ、府市の行政資料を中心とする文献資料をもとに、設計・整備の過程、および実現に関与した主体の役割を明らかにする。戦前期大阪において、道路空間を公園系統の一要素として捉え、広域の緑地系統の実現を図ったこと。また、都市における多様な緑地や景観地を結びつけ、公園相互の連絡を図る手法として、並木と遊歩道をもつ公園道路が構想されたこと。そしてそれが当時、地主らの協力を得て部分的にでも実現したことは、現代においても検証されるべき重要な主題であり、今後の都市基盤形成のあり方を考える上でも基礎資料になるものと考えられる。



写真1 1948年米軍撮影空中写真にみる長池周辺公園道路
(点線枠を筆者加筆、枠内が公園道路)

(2) 研究の方法

本研究では大阪の公園道路の形成に関わった主体として、大阪府、大阪市、都市計画大阪地方委員会、土地区画整理組合および組合員である地主を取り上げ、そのはたらきに着目する。資料としては、行政資料、雑誌記事、地図資料のほか、公園計画の審議に携わった都市計画大阪地方委員会による「都市計画大阪地方委員会議事速記録」や、当時の公園道路計画案を詳細に報じた大阪朝日新聞等の新聞資料を用いた。また、桃ヶ池公園道路(図-2, 5を参照)の実現過程については、股ヶ池土地区画整理組合の具体的なはたらきを示す大阪府行政文書「土地区画整理(股ヶ池)自昭和二年至昭和十年」(1927-35年)および大阪市行政文書「田邊及桃ヶ池公園関係綴」(1927年頃)を資料として用いた。加えて新聞記事等を援用し、整備に関与した主体の動きや具体的な設計内容、および竣工後の様子を明らかにする。

なお、本稿では読みやすさを優先し、資料原文の漢字の旧字体は新字体に、カタカナはひらがなに適宜改めて引用した。

(3) 対象地概要

総合大阪都市計画(1928年)の公園計画は、公園と公園を結ぶ公園道路による緑地ネットワークの構想を前面に打ち出した計画であった。そのうち大阪南部のものが最も系統立った計画として立案されたが、実際にはこれまでにほとんど実現していない。戦前期に実現した数少な



写真2 コミュニティ道路(長池西岸)の現況

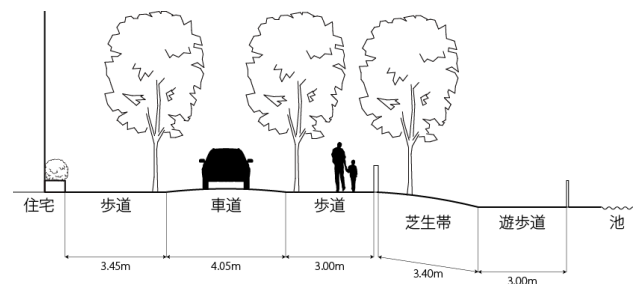


図1 現在のコミュニティ道路(長池西岸)の構成

表-1 都市計画決定された大阪都市計画区域内の公園道路に関する記述

地域	名称	総合大阪都市計画における決定内容*	幅員*	権原による内容説明**
北部	服部 (二線)	小曾根村大字長島二百六十八番地地先ヨリ中豊島村大字服部五百六十三番地ニ至ル公園道路及豊津村大字榎阪七百二十六番地ニ於テ大阪都市計画街路一等大路第三類第四十二號線ヨリ分岐シ同二番地ニ至ル公園道路ヲ設ク	32m -75m	小川並に其の堤塘敷であつて、松樹密生し地形の變化と風物の自然味に富む。東西二線を以て本園の出入に便じてある
西部	外島	【注：原案審議の際は公園道路であつたが都市計画決定時には公園として決定された】		年を経たる松並木を有する神崎川堤防及び河川敷
東部	豊里	毛馬町八百五十三番地ノ一ヨリ澁川左岸ニ沿ヒ赤川町千三百三十九番地ニ至ル公園道路ヲ設ク	30m -50m	新淀川堤塘地及び其附近、本園と毛馬公園を連絡するもの
	櫻宮	馬場町五番地地先ヨリ大阪城京橋口前ニ至リ左折シ京橋及備前島橋ヲ經テ網島町二十一番地ニ至ル公園道路ヲ設ク	18m -62m	櫻宮公園と大阪城公園を連絡するもの、主として道路併用
南部	桃ヶ池	北田邊町三百六十一番地ノ二ニ於テ大阪都市計画街路一等大路第三類第六十四號線ヨリ分岐シ同町ニ於テ右折シ南田邊町ニ於テ左折シ同町千二百七十六番地ノ八ニ至ル公園道路ヲ設ク	11m	田邊公園に連絡するもの
	田邊	西田邊町二十三番地ヨリ西長居町四百十番地ノ一ニ至ル公園道路ヲ設ク	18m	臨南寺に連絡するもの
	萬代池	西長居町四百十九番地ニ於テ大阪都市計画街路一等大路第三類第六十八號線ヨリ分岐シ住吉町ニ於テ南海鐵道上町線線路及同高野線線路ヲ横切り同町三百七十八番地ノ二ニ至ル公園道路ヲ設ク	11m -18m	本園を中心として臨南寺公園と帝塚山公園とを連絡するもの
	帝塚山 (二線)	住吉町三百五十七番地ノ三ヨリ南海鐵道上町線線路下ヲ過キ同町ニ於テ右折シ長峽町ニ於テ右折シ同町ニ於テ左折シ同町ニ於テ右折シ同町三十九番地ノ一ニ至ル公園道路及濱口町四百九番地地先ヨリ長峽橋ヲ經同町ニ於テ左折シ住吉浦新架橋ヲ經テ住吉新公園ニ至ル公園道路ヲ設ク	11m -22m	本園と住吉公園及び同新公園を連絡する二線
	聖天山	天王寺公園南側ヨリ國有鐵道關西本線線路ヲ跨キ天王寺町ニ於テ左折シ同町ニ於テ右折シ南海鐵道平野線線路ヲ横切り同町ニ於テ左折シ同町ニ於テ右折シ住吉町七百十四番地ニ於テ大阪都市計画街路一等大路第三類第六十九號線ニ接續スル公園道路ヲ設ク	22m	天王寺公園より本園及び帝塚山公園を連絡するもの、沿道一帯は土地高燥にして緑地多く、地形變化に富み、大阪近郊の好住宅地
	大和川 (二線)	矢田村大字矢田部二百二十一番地ニ於テ大阪都市計画街路一等大路第三類第六十二號線ヨリ分岐シ同村大字枯木ニ於テ右折シ大和川右岸ニ沿ヒ浅香町八十一番地ニ至ル公園道路及杉本町三百二十五番地ヨリ山之内町ニ於テ左折シ大和川右岸ニ沿ヒ南海鐵道高野線線路ヲ横切り住之江町ニ於テ同阪堺線線路ヲ横切り七道町ニ於テ同本線線路ヲ横切り南加賀屋町六十五番地ノ二地先ニ至ル公園道路ヲ設ク	20m -120m	臨南寺公園と本園及び住吉新公園を連絡せしめんとするもので大和川堤塘及び河川敷を利用するもの

注釈： *官報（1928年5月31日付）より抜粋。 **権原兵市：大大阪公園計画，庭園と風景，第10巻第4号，1928.を参照。

い公園道路の一つが、桃ヶ池公園と田邊公園（現長池公園）を連絡する桃ヶ池公園道路である。

本公園道路は戦前に整備されたが、戦後の米軍撮影空中写真（1948年、写真-1）にも街路樹や公園道路に面した植込が確認できる。長池の西岸に面する部分は、1980（昭和55）年に既成市街地としては我が国最初の歩車共存道路（コミュニティ道路）として整備された。このコミュニティ道路の整備にあたり、「この道路に以前からあった高木とともに、良好な道路景観が形成される」ことが期待されており⁹⁾、戦前の公園道路の骨格が生かされたものと考えられる。現状の道路の幅員構成は、戦前のものとは厳密には異なるものと考えられるが（写真-2、図-1），現在のこの地区の緑豊かな景観は戦前の公園道路整備の遺産であるといえよう。

2. 総合大阪都市計画における公園道路網計画

(1) 大阪市区改正設計における公園計画

1919（大正8）年に認可を得た大阪市区改正設計は、街路に重きを置いた計画にとどまったが、『大阪市区改正設計書』に参考資料として添付された「大阪市都市計画説明書（交通運輸之部）」（1920年）には、公園計画に関する記述が認められる¹⁰⁾。大阪南部の公園計画に関しては、以下のような計画案が説明されている。

「市の南郊に見んが（中略）若し夫れ此方面に於て適當なる公園設備を策し以て住宅地域の価値を發揮せしめんと欲せば即ち田邊村の西、股ヶ池より池田池に亘り附近の地勢頗る其の施設に適するものあり能ふ可くむは更に快適なる公園道路を以て之を北に天王寺公園に結び西に住吉公園と連ね又南に大和河畔依羅村地先の松林より更に流れと共に西して敷津村の河口に至らしめんか恐らく此の間多趣多様の景致を点綴して一大連続公園の美観を大成するに至らん」

この記述からは、大阪市区改正設計では、公園が住宅の価値を発揮するものと考えられていたこと、股ヶ池・池田池（後の桃ヶ池-長池）が公園に適すると考えられたこと、さらに公園道路によって天王寺公園や住吉公園と連絡を図ろうとしたことが確認できる。何より、大阪南部において散在する多種多様な景致を繋ぐことによって、一大連続公園の美観を形成するという構想が謳われていたことに着目したい。これは後の総合大阪都市計画中の公園道路網計画の先駆をなすものとして位置づけられるが、公園については事業決定には至らなかった。

(2) 総合大阪都市計画における公園の系統的配置

1928（昭和3）年2月1日、第23回都市計画大阪地方委員会が開会された。ここで街路・運河・下水道・公園および墓地に関する総合的な計画の原案が審議され、公園に関しては、面積三千坪以上の大公園33ヶ所、三千坪未満の小公園13ヶ所、公園道路13線が原案として挙げられた。その理由書には、市域拡張に伴う人口増加が予測され、市民の衛生保安及び教化に供する公園が現存するものだけでは賄えないとし、天然の風致、土地の現況、各種施設の計画など諸事情が考慮されて公園の配置がなされた、とある¹⁴⁾。

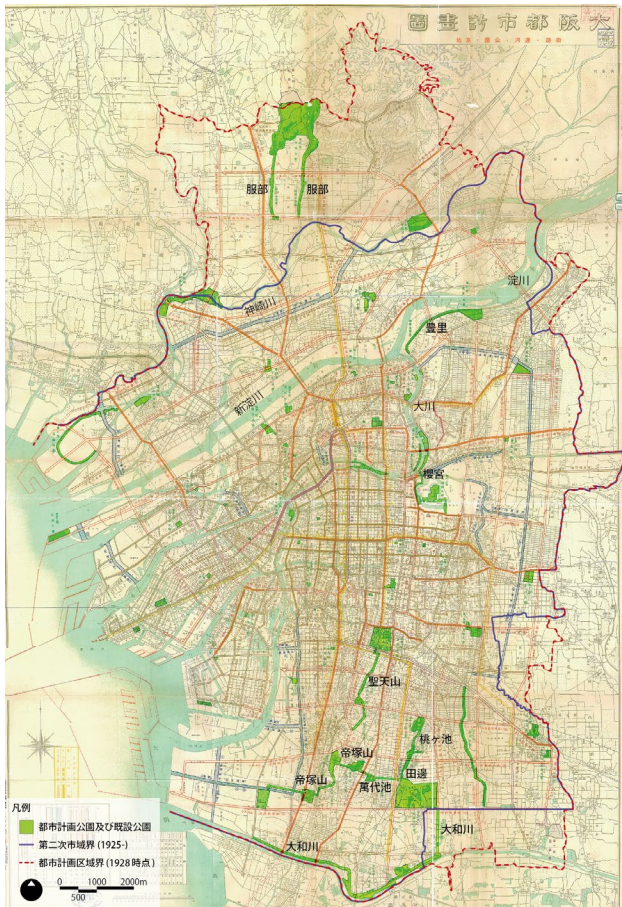


図-2 都市計画決定された公園道路の名称と配置構成
（「大阪都市計画図」（1928年）を基に筆者加筆）

第25回都市計画大阪地方委員会（1928年4月19日）では、実地調査を終えた街路、公園および墓地、運河および下水道の各特別委員会が修正案を持ち寄り、さらなる議論と修正が行われた。その結果、原案の外島公園道路が公園に置き換えられ、都市計画公園道路は外島公園を除く12線（表-1）となった¹⁵⁾。ここで修正された原案は内務省の審議を経て、1928（昭和3）年5月29日に総合大阪都市計画の公園計画として決定した（図-2）。

理由書には、公園の配置と選定については、天然の風致、土地の現況、各種施設の計画などが考慮された、とある。その具体的な方針は、当時大阪市公園課長であった椎原兵市が示している（表-2¹³⁾）。これによると公園の配置に関しては、北部および南部に二大公園を設けること、中公園は既設公園と距離を保ち防空施設を備えること、小公園は既設公園との有効半径を考慮することが必要とされた。そして、天然の地形が優れた場所、名勝社寺、河川沿いの空間、土地取得が容易な場所を利用すべきだとし、土地の利用に関する言及もなされた。

また椎原は、「大中公園は成可く公園道路を設け連絡を計る」という公園道路の設置基準を述べ、この公園道路については、「公園と公園とを連絡する風致的に造られた散歩及びドライブ（駆走）用の公園道」であり、「概ね堤塘等を利用したものが多く、公園系統に於ける大動脈ともなり公園利用上至大な効果を齎すものと確信してゐる」と説明した¹⁶⁾。実際の計画内容（表-1）からは、公園道路の多くが堤塘の敷地を利用したものや松並木のある場所、河沿いの風致に富んだ空間を活かしたものであったことが読み取れる。公園を系統的に配置し、公園道路により連絡することにより、全体を公園網として機能させ、利用価値の増大を図ったのである¹⁷⁾。

表-2 公園の配置と位置選定に関する方針

- 一. 南北に二大公園を設けること
- 二. 中公園は既設公園と關聯して約半哩の距離を保ち、且つ陸軍省希望の防空施設に必要な條件を備へること
- 三. 小公園は既設公園と關聯して約四分ノ一哩の有効半径を有すること
- 四. 都市計畫路線若くは水路に沿ひ、公園の保安的風致的効果を増大し得て交通の便利多き地點
- 五. 天然の地形優秀なるか、既知の名勝、社寺等を利用し得る地方
- 六. 成可く地價低廉にして地區整理の目的に副ふこと
- 七. 現在空地なるか、又は河川敷等に屬し、取得若くは使用の容易なる地點 但し小公園は人口稠密地帯と雖も、不良住宅地區改良の意味を含むものは此の限りにあらず
- 八. 將來の發展を豫想して、公園を必要と認め得る地點
- 九. 大小公園は成可く公園道路を設け連絡を計ること

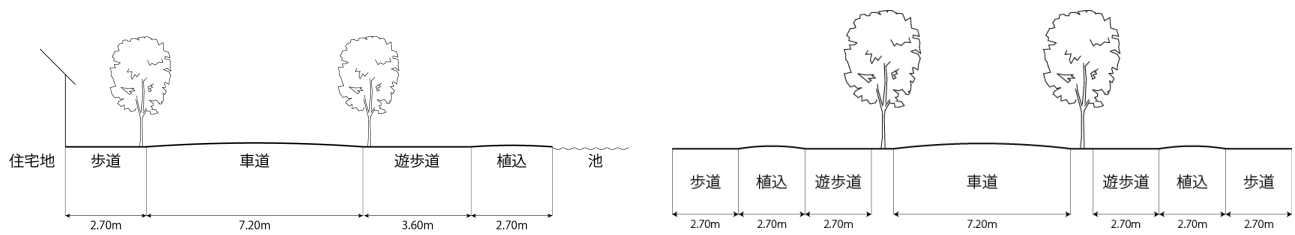


図-4 桃ヶ池・田邊公園道路（左）と聖天山公園道路（右）の断面構成（資料に基づき筆者作成）

(3) 大阪市南部の公園道路網計画

第二十三回都市計画大阪地方委員会において公園計画の原案が審議された翌日の2月2日から7日にかけて、大阪朝日新聞の紙上では「新市にできる新公園」と題する連載記事（全五回）が掲載された。そのなかで大阪市南部の公園道路網の計画が報じられ（図-3）、公園道路の断面構成に関する具体的言及がなされた¹⁴⁾。なお、これについては先行研究において明らかにされていない。

桃ヶ池公園道路および田邊公園道路については、「幅員が平均十間、長池と桃ヶ池の池畔を利用して住宅—歩道 一間半—車道 四間—遊歩道 二間—植込 一間半—池という道路割になる」と報じられた（図-4左）。都市計画決定の内容（表-1）は、桃ヶ池公園道路は幅員11m（六間）、田邊公園道路は幅員18m（十間）であったが、池畔については総幅員九間のうち五間が歩行者および植栽空間となるよう計画された。以上の公園道路は臨南寺公園（現在の長居公園）に連絡され、その西側にある萬代池公園を通過し帝塚山公園に至るもの、とされた。

一方、天王寺公園から聖天山公園に連絡する公園道路は、「幅員平均十二間、中央に四間の車道を取り並木を隔て、左右各一間半ずつの遊歩道、植栽、さらに一間半の歩道」となるように計画された（図-4右）。この道路は聖天山公園を通り抜け、阿倍野神社を通過し帝塚山公園へと続くものとなっている。帝塚山公園から南下すると、公園道路は神社を擁する住吉公園を通過し住之江公園へと連絡されている。

また、大和川沿いの公園道路は、「右岸の堤防と洪水敷を利用したもので幅員は十八間から三十間、道路に沿って川を上ると浅香の森と依羅神社に至り、途中北上し臨南寺公園へと連絡される」ように計画された。

1919（大正8）年12月に内務省から公布された「街路構造令」では、道路幅員の6分の1以上の空間を歩道として設けるように定められた¹⁵⁾が、これと比較すると、大阪の公園道路はより大きな植栽空間と歩道空間を確保していることがわかる。

以上から大阪市南部では、池や神社、森などの風致を擁する公園や運動のための公園を連絡する公園道路、そして川沿いの堤防を利用した公園道路が計画されており、一つの大きな公園道路網を形成しようとした。なお、位

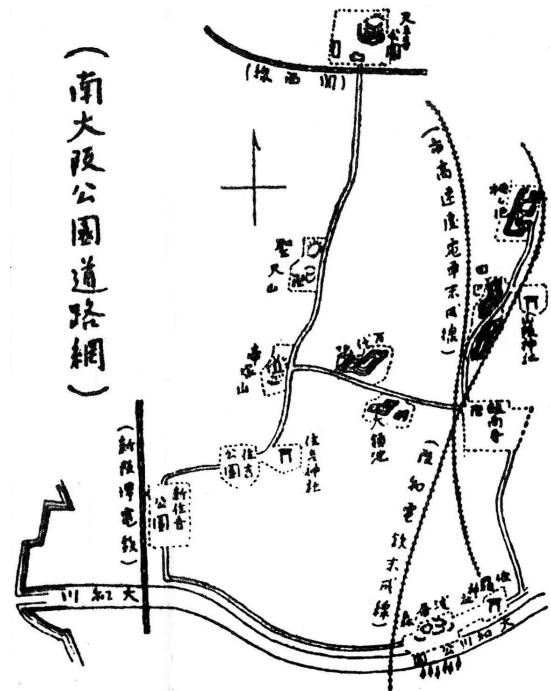


図-3 大阪市南部の公園道路網計画の概念図
（大阪朝日新聞 1928年2月7日付）

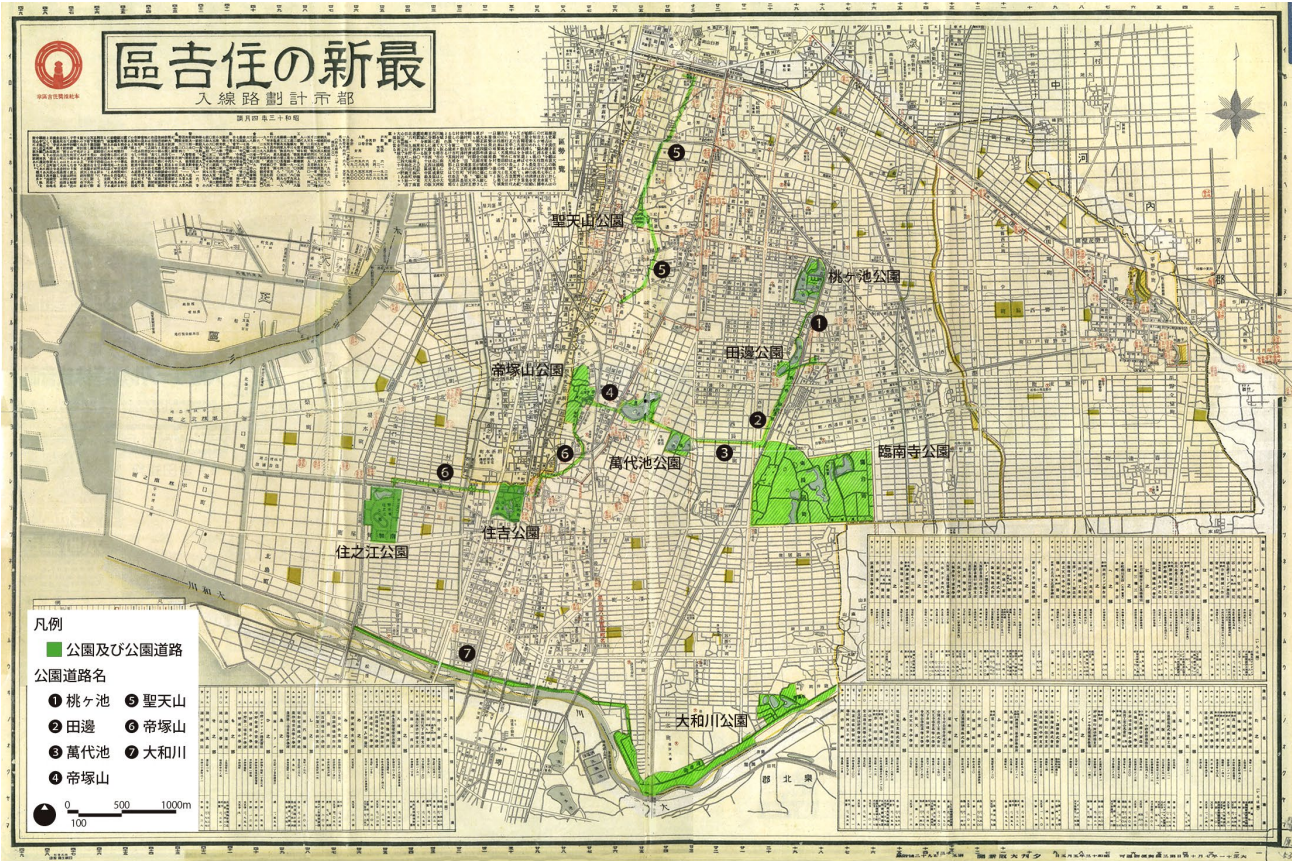
置関係とその詳細については図-5の通りである。報じられた公園道路の断面構成が、その通りに執行され施工されたかは不明である。

3. 桃ヶ池における公園道路の形成過程

(1) 公園道路の位置付け

a) 土地区画整理による整備

大阪市における土地区画整理事業は、1924（大正13）年に設立認可を得た阪南土地区画整理組合に始まる。また1925（大正14）年の第二次市域拡張による結果、新市域の統制ある発展の必要性が迫られ、大阪市においては同年度より土地区画整理助成費が予算に計上された¹⁶⁾。これにより土地区画整理組合が増加したため、1927（昭和2）年に39の土地区画整理組合が連合会を組織し、新市開発のために団結して動くことになった。このとき「加盟三十九組合の所有土地千六百餘萬坪のうち一割五分の二百四十萬坪は無償で道路及び下水敷として市に寄



	公園道路	大阪市区改正設計*	公園道路原案の詳細**
①	桃ヶ池	田邊村の西、股ヶ池より池田池に亘り附近の地勢頗る其施設に適するものあり	田邊公園をすぎ桃ヶ池公園に至る、その幅員が平均十間、長池、桃ヶ池などの池畔を通るからこれらの地物を利用して道路割を住宅―歩道一間半―車道四間―遊歩道二間――間半の植込を置いて池、といふ風にかへる計画である、その延長が約二十四町
②	田邊	―	帝塚山を東に出た公園道路は萬代池公園を貫き東北隅から臨南寺公園に入り、ここで大和川から来た公園道路に合流
③	萬代池	―	幅員が平均十二間、中央に四間の車道を取り並木を距てて左右各一間半づつの遊歩道、植込、さらに一間半の歩道といふ設計になっている、この道路は聖天山公園を通りぬけ、阿倍野神社をかすめて帝塚山公園に達する
④	帝塚山	―	路が二手に分れ、南下するものは住吉神社の前を過ぎ住吉公園を通り抜けて住吉新公園で大和川の大公園道路に連絡する
⑤	聖天山	快適なる公園道路を以て之を北に天王寺に結び西に住吉公園と連ね	―
⑥	帝塚山	―	―
⑦	大和川	南に大和河畔依羅村地先の松林より更に流れと共に西して敷津村の河口に至らしめんか恐らく此の間多趣多様の景致を点綴して一大連続公園の美観を大成す	大和川の公園道路は右岸の堤防と洪水敷を利用したもので幅員は十八間から三十間まで道路に沿って川を上ると浅香の森と依羅神社に突き当たる、対岸はこんもり繁った浅香山の森林で川の水が豊富であればと思はせる

注釈： * 「大阪市都市計画説明書」（1920年）を参照。 ** 大阪朝日新聞記事（1928年2月2-7日付）を参照。

図-5 大阪市南部における公園道路網の配置とその詳細計画案

（上図は『最新の住吉区：都市計画路線入』（夕方大阪新聞社、1938年）を基図として筆者加筆）

附するから市はその工事費を持ち人家のたて込め内に事業（注：土地区画整理事業）を進められたい」と報じられているように¹⁷⁾、土地区画整理組合連合会は土地の無償寄附を行うことで事業の促成を企図した。また、土地区画整理地域のうち3パーセントの土地を小公園の敷地として充当することが定められ、土地区画整理事業による公園計画が大阪の公園整備に対して重要な役割を果たしていた。

土地区画整理によって取得された公園敷地は、原則として組合有地として換地し、さらに組合より市に寄附を受けるか、または直接市に換地交付を受ける場合もあった。これに対する植樹その他の公園整備は、市において通常の事業のほか失業救済事業や都市計画事業などによって、順次整備をしていく方針が取られた¹⁸⁾。

b) 天然の風致を活用した公園道路整備

大阪市は、1925（大正14）年の第二次市域拡張と同時

に市の南部、住吉区一帯に散在する灌漑用の池沼をとり入れて、公園および公園道路をつくる計画を立てた。本計画の具体的内容は、1926（大正15）年2月19日付の大阪朝日新聞において以下のように報じられた。

「大阪市ではこの附近約八萬六千八百坪の地域に土地區劃整理を行ふついでに、大阪の郊外にチョッと稀らしい森あり、水あり、雅致に富んだこの地をかやうに下水と塵埃とで汚してしまふのは惜いといふので兩池を中心に遊歩道公園を造る計畫をたてゝある、すなはち停留場から股ヶ池の東岸づたひに長池までゆるやかなカーブをもった六間巾の道路をつける、道の中央は一行に公孫樹の並木を植ゑ兩側の家々はすべて三四間の前庭をとり青葉若葉の色濃き遊歩道にする、この遊歩道は長池のところで左右に分れ一つは池を廻る遊歩道となり、他は山阪神社のところでその境内を公園にとり入れる¹⁹⁾」

これによると、大阪の郊外にしては珍しい森や水辺があつて風致に富んだ場所に遊歩道公園をつくる計画がたてられていたことがわかる。その具体的内容は、停留場（注：現存しない）から股ヶ池の東岸に沿って長池までゆるやかなカーブを備えた幅員10.9m（6間）の道路を整備し、道路の中央部には一行にイチョウ並木を植え、道路の両側の宅地にはすべて5.5-7.3m（3-4間）の前庭を設け、青葉若葉の色が豊かな遊歩道とする、というものであった。そして、長池のところで分岐し、一方は池の周囲を回遊できる遊歩道、他方は山阪神社の境内を取り入れた公園と連絡するものとされた。また、本遊歩道は「將來都市計畫事業としてつくられる古刹臨南寺を中心とした面積三千坪の公園に連絡させやう²⁰⁾」と意図されていた。つまり、桃ヶ池公園道路の都市計画決定以前から臨南寺公園との連絡を見据えていたことが読み取れる。

そして1927（昭和2）年10月6日、大阪市は南田邊町から約一万六千坪の長池、北田邊町から約一万四千坪の股ヶ池、長池の東側に位置する山阪神社から社有地の無償貸与を受け、さらに南田邊町から五万四百円の寄付金を受けたため、この計画の一部である田邊公園の新設に着手した²¹⁾。寄付金に関しては、地域内の路面装飾および公園設備の費用として使用するよう組合から市に申し出を行っている²²⁾。

これにより灌漑用に使用されていた長池の周囲に桜の木が植えられ、西岸において桜の公園道路の整備が始められたが、このとき股ヶ池については財政事情により公園化が見送られている。また、次のような計画も報じられた。

「山阪神社からの無償貸與は社有地約六百坪であるが、このほか隣接の民有地を買収し、神社域内をもとり入れて約三千坪のものにし、神社の尊厳を損せぬ程度で植込、遊歩道をつくりまた神社南側の池は一部を埋立て、運動器具を備へる設計であり、股ヶ池、長池、山阪神社の三ヶ所は近く着手される區劃整理組合の手で公園道路をつくって聯絡

をはかる計畫で年内に完成の豫定である¹⁹⁾」

これによると、山阪神社内の風致および民有地を基盤とした公園整備を行ったうえで、股ヶ池、長池、山阪神社の三ヶ所を公園道路によって連絡を図ることが計画されていたことがわかる。公園道路の整備は土地區画整理組合の手によって行われるとある。

1928（昭和3）年4月12日、田邊公園の工事が完成を迎えた²³⁾。桃ヶ池公園と合わせた敷地約三万坪のうち、二万七千坪が田邊土地區画整理組合の寄附によるものであった。この工事において長池西岸の公園道路の両側には桜の木が植えられ、「2、3年も経てば満開の時期には花のトンネルが出来上がり、大阪に桜の名所を一つ加えることになるだろう²⁴⁾」と期待された。田邊公園整備の時点においても、池沿いの公園道路は桃ヶ池公園との連絡を図り、大阪市の代表的な風致の名所に位置づけるべく意図されていたことが確認できる。

(2) 公園道路の形成過程

a) 股ヶ池土地區画整理組合の設立認可

1926（大正15）年5月21日、股ヶ池土地區画整理組合（以下、「股ヶ池組合」）は大阪市長関一に土地區画整理組合設立認可申請書を提出した。これに添付された『大阪市股ヶ池土地區劃整理組合地区設計書』の中に、整理施行地の現況や工事施工の目的、工事その他事業計画の説明、土地現形図（図-6-a）、整理予定図（図-6-b）等が含まれており²⁵⁾、股ヶ池組合地区の位置や区域²⁶⁾が示されている。

同設計書中の工事施工の目的には、「中央部に於ては清麗なる溜池存在し為めに其の附近一帯は住宅地として好適なる而已ならず之を背景として公園の施設を加味せしむるは住宅地として価値を一層増進すべく併せて区画の大きさ形状を整一し道路の新設、改修を行ひ土地の交換分合を為し以て經濟的利用を計る為め之が關係工事を施行する²⁷⁾」とあり、公園施設整備による住宅地としての価値の向上を図ろうとしていたことが読み取れる。

同設計書中の工事その他事業計画中の、公園と公園道路については「股ヶ池停留場を起点として股ヶ池と南部の長池を連絡せしむる為幅員六間を有する公園道路を造り中央に並木街路樹を植付ける見込なり而して六間道路沿宅地は可成（ママ）奥行二間以上前庭を設けしめ狭き嫌ある本道は之を以て補足するものとす尚道路の配置に鑑み股ヶ池を背景として公園の設備を行う予定なり」と説明されている²⁸⁾。都市計画決定された幅員約11m（6間）に片側約3.6m（2間）の両側の壁面後退を行い、前庭を設けることにより公園道路の幅員の狭さを補足することで、見た目上は幅員18m（10間）の公園道路とすることを想定していた。これはまさに都市計画公園の原案作成時に報じられた平均幅員10間と同等の規模である。

土地区画整理の設計は「宅地として経済、衛生、美観等に立脚して都市の発達を規則正しく導かむとする²⁹⁾」ように行おうとした。1927(昭和2)年7月12日、内務省から大阪府知事宛に土地区画整理設計に関する認可が下り、同年8月5日、股ヶ池組合は設立を迎えた²⁷⁾。股ヶ池組合の設立認可は総合大阪都市計画が決定する1928(昭和3)年以前であり、また都市計画決定以前に区画の設計がなされていた点、総合大阪都市計画(1928年5月29日決定)中の公園道路網の先駆けとなる事業であった点は注目すべきであろう。

b) 鉄道敷設による公園道路の設計変更

総合大阪都市計画の決定に伴い、股ヶ池組合における土地区画整理の設計も変更されることとなった。1928(昭和3)年7月31日に股ヶ池組合組合長から大阪府知事宛に提出された『土地区画整理規約地区並設計書変更認可申請』中の変更設計書には、変更事由として「地区内の中央部を南北に阪和電気鉄道の布設せらるることとなりたると且つ建築物の増加したると尚大阪都市計画確立等により地区内の土地一部除斥其他区画道路等の配置に変更を要するに至りたるに依る²⁹⁾」の記述があるが、阪和電気鉄道の敷設に伴い、股ヶ池の西岸および南岸に沿って幅員11メートルの公園道路を設けることが大阪市の公園整備と合わせて施行されることとなった²⁹⁾。こ

の設計変更は添付された「大阪市股ヶ池土地区画整理組合地区予定図」(図-6c)にも反映されている。予定図(図-6b)と比較すると、地区の中央を一直線に走るように設計されていた公園道路は、鉄道敷設に伴い、桃ヶ池から線路沿いに直線状に南下し、途中でカーブを描いて長池に連絡するように設計変更された。鉄道敷設によっても、公園道路の体裁や機能を保持するよう配慮されたことが伺える。

股ヶ池組合から大阪府知事に設計変更の申請がなされたのをもち、大阪府知事から内務大臣宛に「大阪市股ヶ池土地区画整理組合設計変更の件」が申請されたが、ここでは「設計中大阪都市計画公園の部桃ヶ池公園及同公園道路に該当するものは該計画に適合せしめ其の施設遂行上支障なからしむること³⁰⁾」と記述されているように、市による公園・公園道路整備と連携した土地区画整理事業の遂行がなされていた。

c) 沿道地主による宅地壁面後退の協議

土地区画整理組合設立認可時および設計変更時の両時点において、公園道路の沿道宅地の壁面を後退し、前庭を設けることに関する記述が認められるが、新聞にも公園道路に面する地主たちによって以下のような協議がなされたことが報じられている(図-7)。

「大阪住吉区北田邊町の股ヶ池を取込んだ桃ヶ池公園と附



図-6 股ヶ池土地区画整理組合地区図の変遷(『大阪市股ヶ池土地区画整理組合地区設計書』による)

a: 地区現形図(1926年5月21日時点), b: 地区予定図(1926年5月21日時点), c: 地区予定図(1928年7月31日時点)
(図cは原図を筆者がトレース, 公園道路の樹木の位置については『大阪市股ヶ池土地区画整理地原形並整理図』による)

近の長池に面する田邊公園を繋ぐ幅員六間強長さ十餘町にわたる坦々たる都市計畫公園道の兩側の地主数名はこのほど協議の結果

せつかく公園地帯にありながら道路にギリギリに面して借家を建ててはいかにも殺風景だからお互に協定し兩側の家を悉く建築線から一間以上後退させ、その空地にウンと植込みして體裁をよくしようと相談一決した³¹⁾

すなわち、田邊・桃ヶ池の公園道路沿道の地主たちは、宅地を建築線から一間以上壁面を後退させ、それによって生まれる空地に植栽を施すことにより、公園道路の體裁を良くするという協定を結ぼうとしたのである。さらには、地主や借地権者が変われば、この協定が破られる恐れがあったため、股ヶ池組合の組合長である武岡充忠³²⁾が地主を代表し、「住宅を建築線から一間以上後退させよ」という命令を府庁から下してもらうために大阪府建築課に出頭陳情した、とある。

このときの市街地建築物法³³⁾では、いかなる建築物も道路から一尺五寸入り込んだ建築線から建てることができ、例外として行政官庁が体裁上必要と認めるときに限り建築物の位置を指定できる、とされており、この出願は特別規定に当てはまった。この特別規定に関しては、1919（大正8）年施行以来全国どこにも適用されておらず、大阪府建築課では「美観都市、緑化都市の理想にも副う」ということで、この規定を活用させようと調査に取りかかったと報じられた³⁴⁾。

当時の専門誌『都市公論』も「異色ある土地区画整理」として股ヶ池土地区画整理を取り上げ、「該道路（注：桃ヶ池公園道）の幅員六間は狭小なため、沿道に家屋建築がある場合には両側を一間ずつ後退させ、前庭として風致を損わない程度の整備をする方針が取られている³⁵⁾」と紹介した。宅地を後退させてできた空地に植栽を施して美観向上を図り、それを地主の協定にもとづき府庁の命令として法的拘束力を持たせるというこの試みは、わが国の建築協定に先立つ先進的な取組みであったといえよう。

これらの取り組みについては、当時大阪府建築課建築線係において建築線指定を担当した玉置豊次郎が述懐している。その要旨は以下の通りである。昭和初期、大阪市南部において、大阪府建築課建築線係を中心に市街地建築物法の規定の壁面線指定制度の活用を行った。すなわち、緑の住宅地の造成を目的に、壁面線を後退指定し、その後退空地を前庭とし植樹するという計画に基づき、実際に昭和8年頃に阿倍野区のほとんど全区域と住吉区の一部の住居地域内の全敷地に、道路境界線から4尺（1.2m）後退した位置に壁面線を指定した。地主の反応としては、家の前面の前庭に樹が植えられ、一段と見えがよい、ということで「抵抗は完全になかった³⁶⁾」。また、後退壁面線を指定したのは当時大阪だけであったが



図-7 公園道路沿道宅地での協議に関する報道
(大阪朝日新聞 1931年7月23日付)

「確かによい街並みが揃いだして成功であった」、というものである。

この大阪市南部の壁面後退の先駆けといえるのが、桃ヶ池・田邊公園道路（当時住吉区）であったと考える。しかし、「この画期的な計画の関係書類が一切どこにも残っていない（…）筆者が愛知県に転任になって、戦後の担当者がこの指定を失念したらしい³⁷⁾」といい、戦戦前後の混乱に加え、建築基準法への改正により建築線指定制度がなくなり、無実化するに至ったようである。

玉置の言説の通り、公報では壁面後退のための建築線指定は確認できなかった³⁸⁾。その他、建築線指定の内容を示す公式な資料は確認できていない。

d) 公園整備が事業化に至った経緯

組合設立当時、股ヶ池内の土地は公園地として、市から援助を受けて道路などの整備がなされる予定であった。しかし緊縮財政に伴い公園事業の実現が引き延ばしにされたことにより、組合の事業費負担軽減のため地区から公園敷地の部分が除斥された³⁹⁾。この背景をふまえた変更設計書には、設計変更の理由が「股ヶ池内の各道路の築設は大阪市内に於て公園敷設に伴ひ施行せらるるの見込なるを以て負担軽減の爲め本設計に於ては之が計画を見合はすこととなり従つて該池内に点在する宅地は之を地区から除斥するに至り」と説明されている⁴⁰⁾。

1932（昭和7）年11月9日、大阪市会において失業応急事業施行のための追加予算に関する議論が行われた⁴¹⁾。ここで失業応急事業に適用できる条件として、労力費が全工事費の二割以上でなければならないことが挙げられた。豊里公園（現城北公園）、天王寺公園、桃ヶ池公園、田邊公園、大阪城公園については、用地が無償提供のため、この条件を満足し、これをもって同年11月末、桃ヶ池公園も失業応急事業として工事が行われた⁴²⁾。このこ

とについて、組合長の武岡充忠は1933（昭和8）年1月28日の股ヶ池組合第5回総会において、区画整理地区内に公園を設置することには莫大な費用がかかるが、橋尚蔵市議員⁹⁾の尽力により公園整備が失業応急事業に適用され、組合の費用負担が減じたと謝辞を述べた³⁹⁾。

e) 公園および公園道路の整備

桃ヶ池公園道路については、1933年3月22日の大阪朝日新聞において次のように報じられている（図-8）。

「同公園（田邊公園）は北に隣接する新設股ヶ池公園との間に聯絡公園道、四列並木を配植した軽快なカーブをもつ幅員十メートル八の逍遙路もでき、兩公園とも池を利用した大阪きっての池沼公園といふわけで、それに配するに池畔の櫻は春日都人の杖をひかせようとする⁴⁰⁾」

大阪市公園課では、近郊に桜の名所がないため、新設する田邊公園の池畔に桜を4-500本を増殖、桜の名所とすることを目指したが、この田邊公園と桃ヶ池公園との間に軽快なカーブを備えた四列並木の逍遙道路、連絡公園道路を設ける、というものである。1933（昭和8）年10月25日、桃ヶ池公園は竣工を迎えた。股ヶ池土地区画整理組合に関する出来事は年表（表-3）の通りである。

公園及び公園道路の設計の詳細については、大阪市公文書館所蔵『田邊及桃ヶ池公園関係綴』所収の設計図に詳しい（図-9, 10）。桃ヶ池公園内では、橋と小島を結び、公園の東側は池に沿った並木と「池-歩道-広幅員な空間」の構成にみるように、池の風致を十分に活かした逍遙空間となるように設計されたことがうかがえる。また、南北に走る公園連絡道路は、一部が描かれておらず不明であるが、並木と池畔に植栽された樹木が連なり、所々に水飲み場、遊戯場や藤棚などの休憩所が設けられており、逍遙路としての機能を持たせたことが伺える。その竣工後の様子は、空撮写真（写真-3）や当時の写真（写真-4⁴¹⁾）から一部伺い知ることができる。

表-3 股ヶ池土地区画整理に関する年表

年月	股ヶ池土地区画整理組合に関する主な出来事
1926年5月	「土地区画整理組合設立認可申請書」を大阪市長関一に提出、『大阪市股ヶ池土地区画整理組合地区設計書』を添付
1927年8月	股ヶ池土地区画整理組合が設立される
1928年7月	「土地区画整理規約并設計書変更認可申請」を大阪府知事に提出（総合大阪都市計画決定に伴う設計変更に対応するため）
1929年2月	「大阪市股ヶ池土地区画整理組合設計変更に関する件」の認可
1929年11月	股ヶ池土地区画整理組合、第三回総会を開催（緊縮財政に伴う桃ヶ池公園の事業延期について説明）
1931年7月	公園道路幅員拡張の件に関する報道
1932年11月	桃ヶ池公園の整備事業が失業応急事業に適用される
1933年3月	公園道路の整備に関する報道
1933年10月	桃ヶ池公園が竣工
1934年12月	組合長武岡充忠が「土地区画整理組合解散届」を府知事に提出（土地区画整理地域における工事が完了したため）
1935年1月	「股ヶ池土地区画整理組合の解散認可の件」が認可



図-8 公園道路の整備を報じた新聞記事
（大阪朝日新聞 1933年3月22日付）



写真-3 桃ヶ池公園（1955年、大阪歴史博物館所蔵）

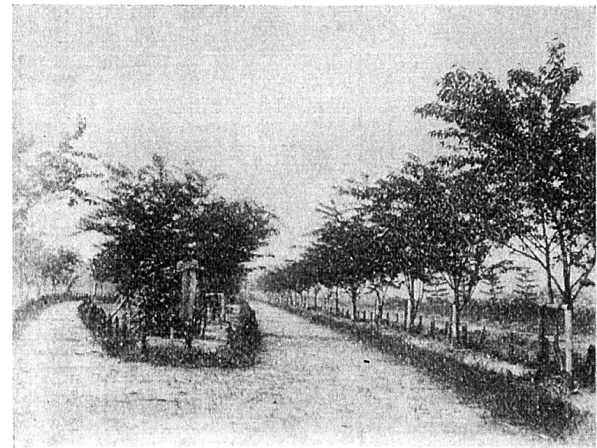


写真-4 田邊公園附設公園道路（1933年以前）

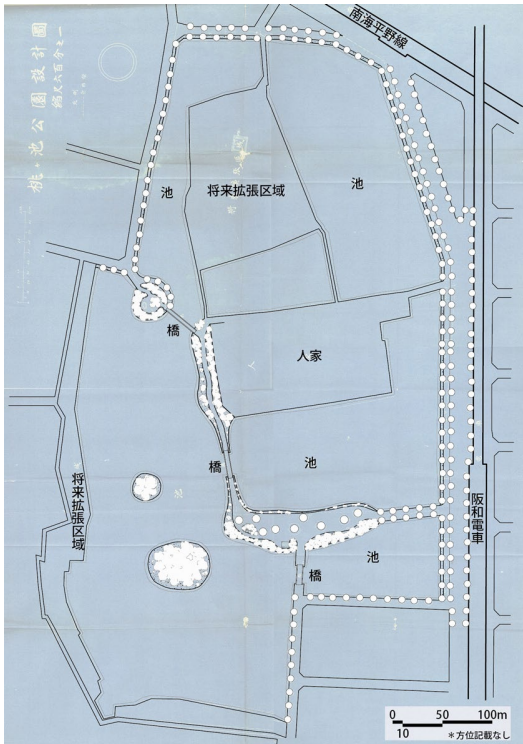


図-9 桃ヶ池公園設計図（原図を筆者がトレース）

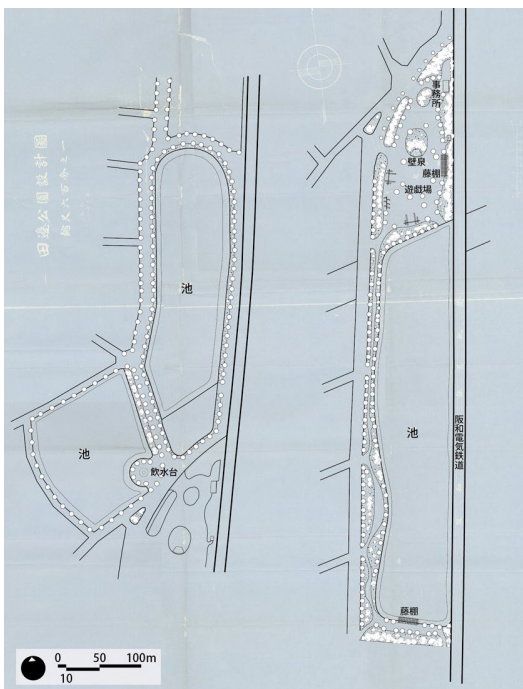


図-10 田邊公園設計図（原図を筆者がトレース）

4. 結語

本研究は、総合大阪都市計画（1928年決定）における公園道路網計画の具体的内容と、その一部として実現した田邊・桃ヶ池の公園道路の形成過程を明らかにした。本研究を通じて明らかにした成果は以下の通りである。

1) 既存の風致を活用した公園系統計画

現代の都市計画公園の基礎となっている総合大阪都市計画の公園および公園道路は、公園道路により連絡が図られることにより、利用価値が増大する公園系統の形成が目指され、既存の風致や名勝社寺、河岸地や池沿いなど土地取得の容易な場所が用地として指定される方針がとられた。なかでも大阪市南部では、市区改正設計時から、池や神社、森などの従来存在していた「景致」を綴り合わせる公園系統、すなわち大規模な公園緑地ネットワークが企画されていた。その手段として、公園を連絡する公園道路や川沿いの堤防を利用した公園道路として計画案が具体化された。その公園系統の一部である桃ヶ池公園と田邊公園を連絡する公園道路は、大阪市南部の公園道路網の先駆けとして整備された。

2) 桃ヶ池公園道路の実現における地主の主体的な関与

桃ヶ池公園及び同公園道路は、土地区画整理を契機として、地主らによる主体的な関与と行政との協働により実現が図られた。すなわち、股ヶ池土地区画整理組合地区における公園道路整備において、地主らは住宅地の価値向上を目的とし、自主的な壁面線の後退と空地の植栽によって良好な景観の形成を目指し、それを大阪府庁（建築課）による建築線指定を行うことによってその実現を図った。

3) 公園道路の設計及び整備内容

府市の土地区画整理関係資料を用いて、桃ヶ池公園道路の幅員構成や植栽配置などの具体的な設計内容と、鉄道敷設等による設計内容の変化を明らかにした。また、新聞資料から分かる範囲で、その公園及び公園道路の整備内容を明らかにした。

以上を通じて本研究は、戦前期大阪の公園道路の計画思想および実現の過程を示した。当時の公園系統の考え方を先駆けるものとして位置づけられ、今後の都市緑化や緑のまちづくりを考える際の原点と位置付けられるものである。特に、桃ヶ池公園道路の実現において、周辺地主の自主的な建築線後退による居住環境の向上および沿道景観形成が図られた事実は、現代の景観まちづくりに対しても示唆を与えるものといえるであろう。

謝辞：本研究の遂行にあたり、大阪歴史博物館の伊藤廣之氏には、桃ヶ池公園に関する貴重な資料を提供して頂いた。また、大阪府立公文書館、大阪市立公文書館には、土地区画整理や公園整備に関する有用な資料を提供して頂いた。ここに厚く謝意を表する。

補注

[1] 区域については、「本地区は大阪南住吉区内北田邊町、南田邊町、両田邊町の各一部を以て地区とし南

海線股ヶ池停留場以南に於て西は既設阪南土地区画整理組合地区に連絡し東部は北田邊町、南田邊町の集団宅地に接続し南は府道玉出田邊線を限界とせりと記されている。

- [2] 新聞記事には「武田玄忠」と記されているが、これは「武岡充忠」が正しいと思われる。
- [3] 市街地建築物法（1919（大正 8）年）には、「第七條 道路幅ノ境界線ヲ以テ建築線トス但シ特別ノ事由アルトキハ行政官廳ハ別ニ建築線ヲ指定スルコトヲ得」、「第十條 行政官廳ハ市街ノ計畫上必要ト認ムルトキハ建築線ニ面シテ建築スル建築物ノ壁面ノ位置ヲ指定スルコトヲ得」と定められていた。
- [4] 大阪府公報（1929（昭和 4）年 11 月 7 日）大阪府告示第六百五十七號には、股ヶ池土地区画整理組合計画道路の起点・終点・幅員に関する情報は掲載されていた。しかし、公園道路に関する情報、および建築線指定に関する情報は確認できなかった。
- [5] 橘尚蔵は、股ヶ池土地区画整理組合の設立認可申請者の一員でもあった。残念ながら、彼の言及に関しては、当時の大阪市会会議録には確認できなかった。

参考文献

- 1) 大阪都市協会：総合大大阪都市計画地図説明書，大阪都市協会，p.57，1928.
- 2) 大阪市建設局 公園緑化部：新・大阪市緑の基本計画 みどりの魅力あふれる大都市・大阪～だれもが住みたい・働きたい・訪れたいと思う“みどりの都市”へ～，p.4, 12，2013.
- 3) 高橋理喜男：明治大正期における都市公園の成立と展開に関する研究，東京大学博士論文，1970.
- 4) 佐藤昌：日本公園緑地発達史（上），pp.183-191，都市計画研究所，1977.
- 5) 石川幹子：都市と緑地 新しい都市環境の創造に向けて，岩波書店，2001.
- 6) 木方十根：大阪商科大学学園計画の都市計画上の位置付けについて，日本建築学会計画系論文集，第 582 号，pp.169-176，2004.
- 7) 山脇佳子：関一の計画思想が近代大阪の公園緑地計画に及ぼした影響に関する研究，大阪府立大学大学院修士論文，2009.
- 8) 高垣光志：公園緑地のネットワーク論に関する研究—近代の大阪を中心として—，大阪府立大学大学院修士論文，2008.
- 9) 天野光三，藤墳忠司，小谷通泰，山中英生：歩車共存道路の計画・手法 快適な生活空間を求めて，p.8, pp.50-51，都市文化社，1986.
- 10) 大阪府役所市区改正部：大阪府都市計画説明書（交通運輸之部），大阪府役所市区改正部，pp.20-22，1920.
- 11) 都市計画大阪地方委員会：都市計画大阪地方委員会議事速記録第 23 回，pp.629-635，1928.2.1.
- 12) 都市計画大阪地方委員会：都市計画大阪地方委員会議事速記録第 25 回，pp.674-675，1928.4.19.
- 13) 椎原兵市：大大阪公園計画，庭園と風景，第 10 巻第 4 号，1928.
- 14) 「公園から公園へつながる廻遊道路 市民が慰楽の巷

にならう 新市にできる新公園（五）」，大阪朝日新聞 1928 年 2 月 7 日付

- 15) 天野光一：近代街路の景観計画・設計思想発展史に関する研究—帝都復興から戦災復興を対象に—，東京大学博士論文，pp.65-69，1992.
- 16) 宮内義則：大阪市の土地区画整理と公園，公園緑地，第 3 巻第 12 号，1939.
- 17) 「都市計画に光明を投げた新市開発の新聯盟 生れ出た土地区画整理組合が市と手を握り合って小公園その他いろいろの計画を進める」，大阪朝日新聞 1927 年 6 月 23 日付
- 18) 「大阪市の南郊に美しい公園を造る 森あり水あり，雅致に富んだ股ヶ池を中心に心よい遊歩道 将来は都計事業の臨南寺公園に連絡」，大阪朝日新聞 1926 年 2 月 19 日付
- 19) 「大阪市がいよいよ田邊公園を新設する 土地の無償借りと寄付金で 本當の公園にはまだまだ」，大阪朝日新聞 1927 年 10 月 6 日付
- 20) 大阪府公文書館：田邊及桃ヶ池公園関係綴，大阪府，頁数不詳，1926-1933.
- 21) 「敷地三萬坪の田邊公園開く うち二萬七千坪は土地区画整理組合の寄付」，大阪朝日新聞 1928 年 4 月 12 日付
- 22) 「風致に富む「田邊公園」 田邊町と本社の寄附でいよいよ完成す」，大阪毎日新聞 1928 年 4 月 12 日付
- 23) 大阪府公文書館：土地區劃整理（股ヶ池）自昭和二年至昭和十年 大阪府都市計画課，大阪府，p.21，1926-1935.
- 24) 前掲 23)，p.22
- 25) 前掲 23)，p.24
- 26) 前掲 23)，p.41
- 27) 川端直正：阿倍野区史，阿倍野区市域編入三十周年記念事業委員会，p.117，1956.
- 28) 前掲 23)，p.271
- 29) 前掲 23)，pp.271-272
- 30) 前掲 23)，p.254
- 31) 「殊勝な陳情 折角の公園道だ 家並を後へ そして前には植込を 北田邊の地主が協定」，大阪朝日新聞 1931 年 7 月 23 日付
- 32) 異色ある土地區劃整理，都市公論，第 16 巻第 6 号（土地區劃整理特輯号），pp.306-324，1933.
- 33) 玉置豊次郎：大阪の都市形成と都市計画の特性，都市計画，No.84，pp.6-17，1975.
- 34) 玉置豊次郎：大阪建設史夜話，p.252，1980.
- 35) 前掲 23)，pp.404-405
- 36) 前掲 23)，p.420
- 37) 大阪府会会議録，1932 年 11 月 9 日，pp.17-28
- 38) 大阪府役所：昭和大阪府史第 6 巻 社会編，大阪府役所，1953.
- 39) 前掲 23)，p.638
- 40) 「市内にできる櫻の名所 新設田邊公園に四五百本を増殖」，大阪朝日新聞 1933 年 3 月 22 日付
- 41) 大阪府土地整理協会：大阪市の土地區劃整理，p.78，大阪府土地整理協会，1933.

(2014. 9. 24 受付)

PARK SYSTEM PLANNING IN PREWAR OSAKA CITY AND THE FORMATION OF MOMOGAIKE AND TANABE PARKWAY

Shuji YAO, Keita YAMAGUCHI and Masashi KAWASAKI

This paper aims to show the details of park system planning of Comprehensive City Planning in Osaka in 1928, and to show the formation process of parkway which were realized in Momogaike and Tanabe district. We explored that the parkway network in Osaka City was a systematic park system planning utilizing the scenic beauty of nature, and that in the formation process of Momogaike Parkway which was constructed as a part of the park system, landowners of roadside have endeavored to get approval of the setback line system for the formation of good landscape of parkway by collaboration with Osaka Urban Building Division. We also revealed the specific contents and the transition of the design of parkway.